

丹波市所得税法等の障害者認定について

丹波市では、「丹波市所得税法等の障害者認定に係る事務処理要綱」で、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の11第6号に規定する認定を、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第2項に規定する調査をもとに行うことに関し必要な事項を定めています。

1 対象者

認定の対象者は、課税の対象となる年度において、介護保険法に基づく要介護及び要支援認定の有効期間中にあり、「4 認定基準等」に規定する認定区分ごとの認定基準を満たす者としています。

2 申請

認定を受けようとする方は、障害者控除対象者認定申請書により申請してください。（丹波市ホームページから申請書の様式をダウンロードできます。）

3 認定

申請を受理した場合は、規定に基づき当該申請者の障害の程度を認定し、障害者控除対象者認定書により申請者に通知します。非該当の場合は、障害者控除対象者認定非該当通知書により通知します。

4 認定基準等

障害の程度の判断には、次の基準を適用しています。

認定基準表

	認定区分	認定基準	判断基準
障害者	(1) 知的障害者(軽度、中度)に準ずる。	知的障害者の障害の程度の判定基準(重度以外)と同程度の障害の程度であること。	別表第1「知的障害者に準ずる者の判断基準表」に基づく各区分の点数の合計が40点以上80点未満
	(2) 身体障害者(3級～6級)に準ずる。	身体障害者の障害の程度の等級表(3級～6級)と同程度の障害の程度であること。	別表第2「身体障害者に準ずる者の判断基準表」に基づく各区分の点数の合計が40点以上80点未満
特別障害者	(1) 知的障害者(重度)等に準ずる。	知的障害者の障害の程度の判定基準(重度)と同程度の障害の程度であること又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者と同程度の障害であること。	別表第1「知的障害者に準ずる者の判断基準表」に基づく各区分の点数の合計が80点以上
	(2) 身体障害者(1級、2級)に準ずる。	身体障害者の障害の程度の等級表(1級、2級)と同程度の障害であること。	別表第2「身体障害者に準ずる者の判断基準表」に基づく各区分の点数の合計が80点以上

別表第1(第5条関係)「知的障害者に準ずる者の判断基準表」

区分	チェック項目ごとの点数等					
	I	II a	II b	III a	III b	IV又はM
1 主治医意見書3 (1)認知症高齢者の日常生活自立度	0点	10点	20点	30点	40点	50点
2 主治医意見書3 (3)認知症の周辺症状の有無	幻聴、幻覚		5点	徘徊		5点
	妄想		5点	火の不始末		5点
	昼夜逆転		5点	不潔行為		5点
	暴言、暴行		5点	異食行動		5点
	介護への抵抗		5点	性的問題行動		5点

備考 区分1及び区分2はそれぞれ50点満点で、合計100点満点とする。

別表第2(第5条関係)「身体障害者に準ずる者の判断基準表」

区分	チェック項目ごとの点数等			
1 主治医意見書	項目等	軽度	中度	重度
3(5)身体の状態	四肢欠損、麻痺及び筋力低下 の項目の二つ以上が軽度以上 の状態である場合、最も点 数の高いものをこの区分にお ける点数とする。	10点	30点	50点
2 認定調査票(基本調査)	項目等	一部介助		全介助
	1-10 洗身について	5点	10点	
	2-4 食事摂取について	5点	10点	
	2-5 排尿について 2-6 排便について (いずれにも該当がある場合 は、点数の高い項目を採用す る。)	5点	10点	
	2-7 口腔清潔について 2-8 洗顔について (いずれにも該当がある場合 は、点数の高い項目を採用す る。)	5点	10点	
	2-10 上衣の着脱について 2-11 ズボン等の着脱につ いて (いずれにも該当がある場合 は、点数の高い項目を採用す る。)	5点	10点	

備考 区分1及び区分2はそれぞれ 50 点満点で、合計 100 点満点とする。

別表第3(第5条関係)「寝たきり老人の判断基準表」

区分	チェック項目ごとの点数等					
1 主治医意見書3(1)障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	J1	J2	A1	A2	B1又はB2	C1又はC2
	0点	10点	20点	30点	40点	50点
2 認定調査票(基本調査)	項目等			一部介助	全介助	
	1-10 洗身について			5点	10点	
	2-4 食事摂取について			5点	10点	
	2-5 排尿について			5点	10点	
	2-6 排便について (いずれにも該当がある場合は、点数の高い項目を採用する。)					
	2-7 口腔清潔について			5点	10点	
	2-8 洗顔について (いずれにも該当がある場合は、点数の高い項目を採用する。)					
	2-10 上衣の着脱について			5点	10点	
	2-11 ズボン等の着脱について (いずれにも該当がある場合は、点数の高い項目を採用する。)					

備考 区分1及び区分2はそれぞれ50点満点で、合計100点満点とする。